令和６年度 第１回福岡県医療対策協議会
議事次第

日時：令和６年5月31日(金) 15:00～
会場：県庁行政棟　10階　特１会議室

○　議事

１　委員変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料１】

２　医師確保に関する主な取り組みについて・・・・・・・・・・・・・【資料２】

３　医師の働き方改革に関する本県の現状について・・・・・・・・・【資料３】

４　大学病院改革プランについて　（各大学作成資料）

５　その他

(1)令和６年度第２回福岡県医療対策協議会について・・・・・・【資料４】

(2)その他

福岡県医療対策協議会　委員名簿

（任期：2023 年 5 月 12 日~2025 年 5 月 11 日）

区分	所　　属	職　位	氏　名
特定機能病院 大学その他の医療従事者の養成に関する機関	九州大学病院	病院長	【副会長】 中村　雅史
	久留米大学病院	病院長	野村　政壽
	福岡大学病院	病院長	三浦　伸一郎
	産業医科大学病院	病院長	田中　文啓
公的医療機関	全国自治体病院協議会福岡県支部	支部長	櫻井　俊弘
	（地方独立行政法人　芦屋中央病院）	（病院長）	
民間病院	一般社団法人福岡県私設病院協会	会　長	江頭　啓介
	（医療法人社団江頭会　さくら病院）	（理事長）	
診療に関する学識経験者の団体	公益社団 法人福岡県医師会	会　長	【会長】 蓮澤　浩明
		副会長	堤　康博
		理　事	田中　眞紀
福岡県知事の認定を受けた社会医療法人	一般社団法人福岡県医療法人協会	副会長	下河邉　正行
	（社会医療法人共愛会）	（副理事長）	
独立行政法人国立病院機構臨床研修病院	九州医療センター	病院長	岩﨑　浩己
独立行政法人地域医療機能推進機構臨床研修病院	九州病院	病院長	内山　明彦
地域の医療関係団体	公益社団法人福岡県病院協会	副会長	一宮　仁
	公益社団法人地域医療振興協会福岡県支部	支部長	武冨　章
	（飯塚市立病院）	病院長	
関係市町村	福岡県市長会	理　事	平井　一三
	（筑紫野市）	（市　長）	
	福岡県町村会	副会長	井上　利一
	（桂川町）	（町　長）	
地域住民を代表する団体	福岡県地域婦人会連絡協議会	副会長	川野　栄美子

令和６年度　第１回福岡県医療対策協議会 配席図

日時　：　令和６年５月３１日(金) １５：００～
場所　：　福岡県庁１０階　行政特１会議室

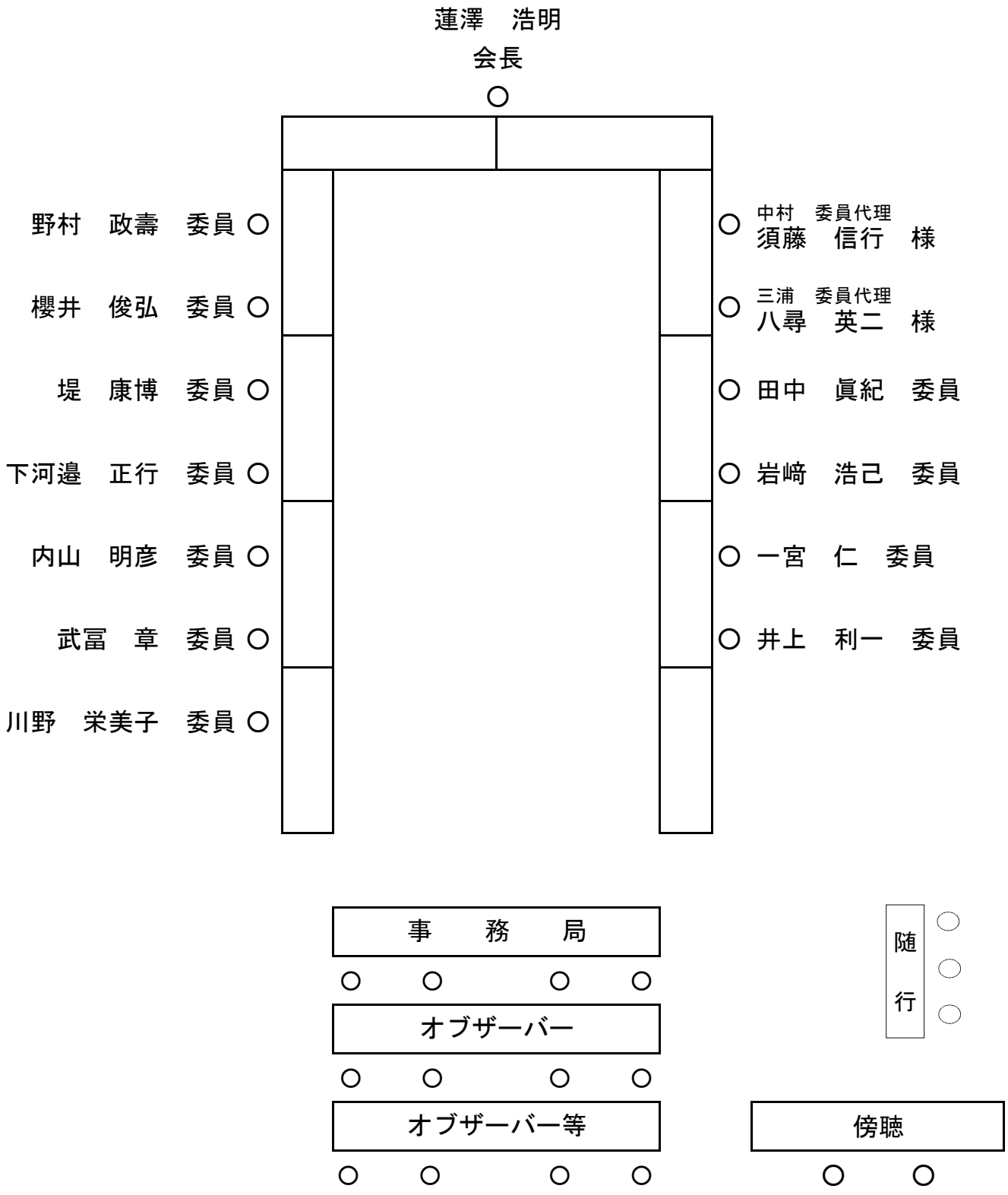

福岡県医療対策協議会設置要綱

（目的）

第１条　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３０条の２３の規定に基づき、医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に関し、必要な事項を協議するため、福岡県医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、次の事項について協議する。

（１）医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画（以下「キャリア形成プログラム」という。）に関する事項

（２）医師の派遣に関する事項

（３）キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項

（４）医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項

（５）医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項

（６）医師法の規定によりその権限に属させられた事項

（７）その他医療計画において定める医師の確保に関する事項

（組織）

第３条　協議会は23名以内で組織し、委員は、次に掲げる者の管理者その他の関係者から、知事が委嘱する。

（１）特定機能病院

（２）地域医療支援病院

（３）公的医療機関

（４）臨床研修病院

（５）民間病院

（６）診療に関する学識経験者の団体

（７）大学その他の医療従事者の養成に関係する機関

（８）福岡県知事の認定を受けた社会医療法人

（９）独立行政法人国立病院機構

（10）独立行政法人地域医療機能推進機構

（11）地域の医療関係団体

（12）関係市町村

（13）地域住民を代表する団体

２　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　委員は、再任を妨げない。

（会長及び副会長）
第４条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代行する。

（会議）
第５条　協議会は、会長が招集する。
２　会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、または他の方法で意見を聞くことができる。

（専門委員会）
第６条　協議会に、その協議事項に係る専門事項を協議するため、必要な専門委員会を設置することができる。
２　専門委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

（庶務）
第７条　協議会の庶務は、保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室において処理する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則
この要綱は、平成１６年１２月６日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２０年７月３０日から施行する。

附　則
この要綱は、平成３０年１１月２０日から施行する。

附　則
この要綱は、平成３１年４月２２日から施行する。

資料１

委員変更について

委員の異動に伴う辞任により、委員の変更があったため報告するもの。
今回の委員就任者は、以下のとおり。

・福岡県地域婦人会連絡協議会　川野　栄美子　様

福岡県医療対策協議会委員　新旧対照表

（旧）

任期：2023年5月12日～2025年5月11日

	氏　名	職　名
1	中村　雅史	九州大学病院　病院長
2	野村　政壽	久留米大学病院　病院長
3	三浦　伸一郎	福岡大学病院　病院長
4	田中　文啓	産業医科大学病院　病院長
5	櫻井　俊弘	地方独立行政法人芦屋中央病院 病院長
6	江頭　啓介	医療法人社団江頭会　さくら病院 理事長
7	蓮澤　浩明	公益社団法人福岡県医師会 会長
8	堤　康博	公益社団法人福岡県医師会 副会長
9	田中　眞紀	公益社団法人福岡県医師会 理事
10	下河邉　正行	一般社団法人福岡県医療法人協会 副会長
11	岩﨑　浩己	独立行政法人国立病院機構 九州医療センター　病院長
12	内山　明彦	独立行政法人地域医療機能推進機構 九州病院　病院長
13	一宮　仁	公益社団法人福岡県病院協会 副会長
14	武冨　章	公益社団法人地域医療振興協会 福岡県支部　支部長
15	平井　一三	福岡県市長会理事（筑紫野市長）
16	井上　利一	福岡県町村会副会長（桂川町長）
17	矢野　八重子	福岡県地域婦人会連絡協議会　委員

（新）

任期：2023年5月12日～2025年5月11日

	氏　名	職　名
1	中村　雅史	九州大学病院　病院長
2	野村　政壽	久留米大学病院　病院長
3	三浦　伸一郎	福岡大学病院　病院長
4	田中　文啓	産業医科大学病院　病院長
5	櫻井　俊弘	地方独立行政法人芦屋中央病院 病院長
6	江頭　啓介	医療法人社団江頭会　さくら病院 理事長
7	蓮澤　浩明	公益社団法人福岡県医師会 会長
8	堤　康博	公益社団法人福岡県医師会 副会長
9	田中　眞紀	公益社団法人福岡県医師会 理事
10	下河邉　正行	一般社団法人福岡県医療法人協会 副会長
11	岩﨑　浩己	独立行政法人国立病院機構 九州医療センター　病院長
12	内山　明彦	独立行政法人地域医療機能推進機構 九州病院　病院長
13	一宮　仁	公益社団法人福岡県病院協会 副会長
14	武冨　章	公益社団法人地域医療振興協会 福岡県支部　支部長
15	平井　一三	福岡県市長会理事（筑紫野市長）
16	井上　利一	福岡県町村会副会長（桂川町長）
17	川野　栄美子	福岡県地域婦人会連絡協議会　副会長

資料２

医師確保に関する主な取り組みについて

１　初期臨床研修医の確保

医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 79 号)の施行により、令和２年４月１日から、臨床研修病院の指定権限、定員設定権限等が国から都道府県に移譲された。

（１）基幹型臨床研修病院の指定状況（R6.4 現在）

44 か所（うち大学病院：４か所、その他の病院：40 か所）

（２）基幹型臨床研修病院の指定継続

○　実地調査結果に基づく指定継続について

令和６年１月１５日、県内の基幹型臨床研修病院のうち、厚生労働省令に基づく臨床研修病院の実地調査実施要綱第２項（１）※1に該当する久留米大学医療センターの実地調査を実施した。２月２日開催の本協議会に報告したところ、初期臨床研修を実施しうる能力があると認められ、指定継続とした。

※１　２年以上にわたり、年間入院患者数 3,000 人の基準を満たしていない、かつ研修医が在籍していること

（３）協力型臨床研修病院の新規指定

久留米大学病院から、一般社団法人朝倉医師会　朝倉医師会病院を協力型臨床研修病院として新規指定する申請があった。令和６年２月２日の本協議会において、新規指定の可否を審議したところ、指定基準を満たしており、久留米大学病院を基幹型とする病院群の協力型として臨床研修を実施することに問題がないため、朝倉医師会病院を協力型臨床研修病院として新規指定することが承認され、令和６年２月７日付で新規指定した。

（４）初期臨床研修医募集定員の配分

○　令和６年度の採用実績について　（単位：人）

		令和6年度	令和5年度	令和4年度
採用実績		384	377	383
募集定員		414	421	420
	うち,旧国内示	366	353	356
	うち,旧県調整枠	48	63	59
	定員1から2への調整(※)	0	5	5

（※）配分の結果、やむを得ず一病院当たりの定員配布数が１となる場合、当該病院の募集定員数を２に増加するための上乗せ加算分

○　令和７年度の募集定員の設定について

・　通常プログラム（募集定員枠内）

権限移譲に伴い、令和３年度の募集定員から算定方法を本協議会審議のもと決定している。権限移譲から数年経過したこともあり、令和７年度以降の募集定員の算定方法について、基幹型臨床研修病院へのアンケートやヒアリング等の結果を基に見直しを行った。「医師国家試験や卒試不合格による内定取り消しになった場合、採用者として取り扱うことにする」事務局案が、令和５年９月８日の本協議会で承認され、令和７年度の算定から適用した。

算定方法及び配分結果については、４月１７日付け九州厚生局健康福祉部医事課の確認を得たので、４月２５日に県内基幹型臨床研修病院に結果を通知した。【12、13 ページ参照】

・　基礎研究医プログラム

令和４年度の研修より、基礎医学に意欲がある学生を対象に、臨床研修と基礎研究の両立を可能とする基礎研究医プログラムの募集（全国で合計 40 名）が開始され、久留米大学病院から当該プログラムの届出書が提出されたため、国からの定員配分に基づき、令和６年２月２日の本協議会にて募集定員（マッチングの枠外）を決定した。

（５）臨床研修医確保支援事業（平成 27 年度～）

県内の臨床研修病院を掲載したガイドブック制作・頒布及び web 広報を実施。5,000 部を制作し、全国の大学医学部及び全国の医学部生３～５年生を中心に頒布するとともに、『ふくおか地域医療支援サイト』に掲載。

２　専門医の養成

（１）　専門研修プログラムの確認・検討

○　令和６年度専門医採用状況について　※速報値（一般社団法人日本専門医機構）

基本診療領域	研修年数（基準）	プログラム数		令和6（2024）年度シーリング						R6採用者数（b）	シーリング充足率（b/a）	R5採用者数（c）	採用者数増減（b−c）
			昨年度比較	（a）	通常プログラム	連携プログラム	うち都道府県限定分	特別地域連携プログラム	精神科指定医連携枠				
内科	3	28	0	162	118	29	7	15	−	146	90%	144	2
小児科	3	10	1	−	−	−	−	−	−	28	−	12	16
皮膚科	5	4	0	12	11	1	0	0	−	12	100%	10	2
精神科	3	8	0	26	17	5	3	3	1	23	88%	23	0
外科	3	15	1	−	−	−	−	−	−	43	−	43	0
整形外科	4	6	0	46	33	10	2	3	−	41	89%	40	1
産婦人科	3	5	0	−	−	−	−	−	−	34	−	20	14
眼科	4	4	0	13	11	0	0	2	−	11	85%	13	▲２
耳鼻咽喉科	4	4	0	−	−	−	−	−	−	6	−	8	▲２
泌尿器科	4	4	0	−	−	−	−	−	−	15	−	12	3
脳神経外科	4	5	0	−	−	−	−	−	−	11	−	18	▲７
放射線科	3	4	0	17	15	0	0	2	−	15	88%	16	▲１
麻酔科	4	13	2	28	20	4	3	4	−	20	71%	19	1
病理	3	4	0	−	−	−	−	−	−	3	−	4	▲１
臨床検査	3	2	0	−	−	−	−	−	−	0	−	1	▲１
救急科	3	12	1	−	−	−	−	−	−	19	−	12	7
形成外科	4	5	0	9	7	0	0	2	−	6	67%	7	▲１
リハビリテーション科	3	4	0	−	−	−	−	−	−	3	−	5	▲２
総合診療	3	15	▲１	−	−	−	−	−	−	11	−	12	▲１
合計	−	**152**	**4**	**8領域**						**447**	−	**419**	28

○　令和６年度の専門研修プログラムについて

主要領域専門研修プログラム調整委員会及び本協議会において、医師法第 16 条の 10 の規定に基づき、令和６年度専門研修プログラムの確認・検討を実施し、令和５年８月 30 日付で厚生労働省あてに意見を提出。

○　令和７年度の専門研修プログラムについて

令和７年度に研修開始予定の専攻医の採用数上限設定（シーリング）についてはまだ国から情報提供されていない。

今後、国からの正式な通知を踏まえて、専門研修プログラム調整委員会において意見を徴したうえで、全領域について本協議会で協議・検討後、厚生労働省に意見を提出予定。

（２）専門医研修資金貸与事業（令和２年度～）

○　事業概要について

県内の地域医療の充実を図るため、特定の診療科（産科、小児科及び総合診療）において、専門研修を受けている医師（専攻医）に対し、専門研修資金を貸与する事業。ただし、専門研修修了後、県内の指定医療機関において特定診療科の医師として従事した場合は、返還を免除とする。

・貸 与 金 額　　月額 15 万円
・貸 与 期 間　　３年以内
・指定医療機関　　産　　科：県内の周産期母子医療センター
　　小 児 科：県内の相対的医師少数区域にある医療機関
　　総合診療：県内の医師偏在指標が全国平均を下回る二次医療圏にある医療機関

○　令和６年度までの新規貸与者実績について

（単位：人）

貸与年度	産科	小児科	総合診療（※）	合計
令和２年度	7	1	―	8
令和３年度	9	4	―	13
令和４年度	3	1	0	4
令和５年度	6	0	0	6
令和６年度	6	0	2	8

（※）本協議会における「総合診療医を目指す医師を増やす必要がある」という意見を踏まえ、令和４年度から当該事業の対象診療領域に総合診療を追加

＜貸与者の現在の状況＞
令和２年度貸与者：指定勤務終了６人、貸与辞退２人
令和３年度貸与者：指定勤務終了４人、指定勤務中８人、貸与中１人
令和４年度貸与者：指定勤務終了１人、指定勤務中１人、貸与中２人
令和５年度貸与者：指定勤務中１人、貸与中２人、貸与停止中２人、貸与辞退１人

○　事業の周知及び募集について

・周知方法　県内の臨床研修病院及び専門研修施設（産科、小児科及び総合診療）へ周知文書の送付、県 HP への掲載
・募集対象　県内の専門研修プログラムに採用され、かつ県内の専門研修施設において、産科、小児科及び総合診療の専門研修を開始している専攻医

３　大学医学部の定員増による医師の養成（久留米大学福岡県特別枠（平成 22 年度～））

○　事業概要について

医師確保が困難な診療科の医師を育成するため、久留米大学医学部に福岡県特別枠（定員５名／年）を設け、将来、県内の外科、小児科、産婦人科、救急科、麻酔科、総合診療のいずれかに従事しようとする医学生に対し奨学金（月額 10 万円）を貸与するもの。なお、卒後９年間、県内の医療機関において上記診療科で従事することにより、奨学金の返還を免除する。

○　不同意離脱の考え方の整理について

本県における不同意離脱の考え方について、令和 3 年度の本協議会（令和 3 年 6 月 1 日開催）において、やむを得ない理由（被貸与者が死亡したとき、退学したとき（奨学生)、心身の故障のため修学（奨学生）もしくは勤務（被貸与者）を継続する見込みがなくなったと認められるとき）以外は、原則離脱を認めないこととした。なお、令和４年度入学者から出願時に同意書を提出させている。

令和５年 10 月 24 日に、日本専門医機構が不同意離脱に対する機構の態度を訂正したため、令和６年２月２日開催の本協議会において、同意書の内容を変更した。

○　令和６年度までの貸与実績について

入学年度	人数	入学年度	人数
平成 22 年度	3	平成 30 年度	0
平成 23 年度	1	令和元年度	5 （うち３名追加合格）
平成 24 年度	3	令和２年度	5
平成 25 年度	0	令和３年度	5
平成 26 年度	1	令和４年度	5
平成 27 年度	4	令和５年度	5
平成 28 年度	3	令和６年度	5
平成 29 年度	5	計	50

＜卒業生の進路状況（平成 29 年度以前入学者：計 20 名）（令和６年４月１日時点）＞

- 指 定 勤 務 中：11 名（外科１名、小児科１名、産婦人科２名、整形外科３名、救急科１名、麻酔科１名、総合診療１名、形成外科１名）
- 県 外 勤 務 中：１名（総合診療１名）
- 初期臨床研修中：６名（２年目：６名）
- 国 試 不 合 格：１名
- 離　　脱　：１名

○　キャリア形成プログラムについて

・ 特別枠を卒業した医師を対象とした地域医療の確保と医師の能力開発・向上の両立を目的としたキャリア形成プログラムが、平成 30 年度の本協議会（平成 30 年 12 月 25 日開催）にて承認された。

本人の意向を確認し同意を得た上で、個人ごとのキャリア形成プログラムを策定している。（累計：18 名）【17-20 ページ参照】

○　国における定員増の取扱いについて

・ 特別枠については、臨時定員増を認可された期間が令和元年度に終了する予定であったが、国から令和２年度から令和５年度については暫定的に現状を概ね維持するとされた。臨時定員増の申請にあたっては、その他の定員と区別して選抜する方式（別枠方式）により学生を選抜することとされたため、令和２年度から久留米大学特別枠の選抜方法を、これまでの一般入試（手上げ方式）から推薦入試（別枠方式）に変更した。

・ 令和６年度の臨時定員増の取扱いについては、国が令和５年度末までを期間とした定員増を認可していたところであるが、臨時的な定員数（５名）を上限として令和６年度末まで１年間延長し、再度の増員が認められた。

４　へき地医療に従事する医師の確保

○　事業概要について

自治医科大学（※）にて養成した医師について、卒後９年間を義務年限として、主にへき地等の公的医療機関に派遣する。【昭和４７年度～】

（※）自治医科大学
へき地等の地域医療の確保及び向上に貢献する医師を養成することを目的として、全都道府県の出資により設立され、授業料等の全額を修学資金として大学から貸与される。修学資金の貸与期間の１．５倍の期間、出身都道府県のへき地等において、地域医療に従事することで返還が免除される。

＜令和６年度の医師派遣状況（８医療機関８名）＞　（Ｒ６．４．１現在）

二次保健医療圏	関係市町村	医療機関名	派遣人数
粕屋	新宮町	相島診療所	1
宗像	宗像市	大島診療所	1
朝倉	東峰村	東峰村立診療所	1
八女・筑後	八女市	矢部診療所	1
直方・鞍手	小竹町	小竹町立病院	1
田川	糸田町	緑ヶ丘病院	1
	川崎町	川崎町立病院	1
京築	みやこ町	やまびこ診療所	1
合計			8

○　キャリア形成プログラムについて

・　自治医科大学卒業医師を対象とした地域医療の確保と医師の能力開発・向上の両立を目的としたキャリア形成プログラムが、平成 30 年度福岡県医療対策協議会（平成 30 年 12 月 25 日開催）にて承認された。【15, 16 ページ参照】

・　今年度は２名について、本人の意向を確認し同意を得た上で、キャリア形成プログラムを策定した。（累計：９名）【21-23 ページ参照】

○　従事する診療科と取得可能な専門医資格の追加について

令和元年度福岡県医療対策協議会（令和２年２月 10 日開催）にて従事する診療領域と取得可能な専門医資格に内科を追加することが承認された。【16 ページ参照】

５　寄附講座による医師派遣（平成 22 年度～）

令和４年度から新たに産業医科大学に寄附講座を設置。これにより、県内すべての医学部に寄附講座を設置し、各講座から医師を派遣。

令和４年度から令和６年度までの派遣について、３大学（九州大学、福岡大学、久留米大学）については、令和３年度までの派遣先、派遣人数を継続。なお、産業医科大学については、福岡県医師確保計画で定めた本県唯一の医師少数区域である京築保健医療圏にある小波瀬病院（循環器内科）に１名を派遣。

○　派遣状況（Ｒ４～Ｒ６）について

派遣先			派遣元	派遣人数
二次保健医療圏	医療機関	診療科		
八女・筑後	公立八女総合病院	小児科	久留米大学	２
	筑後市立病院	呼吸器内科		２
		消化器内科		１
		内分泌代謝内科		１
田川	田川市立病院	小児科	九州大学	３
		産婦人科		３
		消化器内科	福岡大学	３
		救急科		１
	社会保険田川病院	循環器内科	久留米大学	１
京築	新行橋病院	循環器内科	福岡大学	２
	小波瀬病院	循環器内科	産業医科大学	１
合計				２０

○　令和７年度以降の寄附講座について

現在、令和７年度から９年度の寄附講座の見直しを行っている。

今後の予定としては、県内４大学に意向の確認を行ったうえで、継続派遣、新規派遣について調整を行う。

調整結果については、本協議会にて報告を行う。

６　女性医師の支援

（１）女性医師キャリア形成支援事業（平成 30 年度～）

福岡県女性医師キャリア形成支援事業実行委員会において、事業内容等を検討・協議し、事業を実施している。

○　女性医師交流会の開催について（平成 30 年度～）

・　ロールモデルとなる女性医師によるキャリア形成や仕事と家庭の両立に関する講演、参加者同士の意見・情報交換を実施。

・　これまでの開催実績は以下のとおり。

平成 30 年度　　：10 病院（参加者：119 名）
令和元年度　　：　4 病院（参加者：　52 名）（※１）
令和２～５年度　：　0 病院（※２）

（※１）年度末に開催予定であった３病院については、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から中止。
（※２）新型コロナウイルス感染症の状況等を鑑み、開催を見送り。

○　医師のためのキャリアプランガイドブックについて（平成 30 年度～）

ライフステージに応じたキャリアプランの提案、ロールモデルの紹介、仕事と生活の両立に活用できる支援制度等を掲載した「医師のためのキャリアプランガイドブック」を平成 30 年度に 2,000 部作成、令和元年度に 3,670 部増刷し、県内４大学の学生や臨床研修医、専攻医、女性医師交流会に参加した医師等に配布。

○　未来の女性医師発掘事業について（令和元年度～）

女子高校生等の医学部進学意欲を高め、将来の女性医師等を増やすことを目的に、県内の高校が実施する、キャリア教育や進路指導等に関する講座等に対して、女性医師を講師として派遣。

・　これまでの開催実績は以下のとおり。

令和元年度：派遣実績なし
令和２年度：５校（参加者：185 名）
令和３年度：５校（参加者：330 名）
令和４年度：３校（参加者：134 名）
令和５年度：５校（参加者：175 名）

（２）　女性医師就労環境改善事業（平成 26 年度～）

短時間勤務等を導入している医療機関に対し、代替医師等にかかる経費について補助を実施。

・　これまでの補助実績は以下のとおり。

年度	補助実績
平成 29 年度	２施設　２名
平成 30 年度	２施設　５名
令和元年度	５施設　７名
令和２年度	６施設　７名
令和３年度	５施設　５名
令和４年度	７施設　１２名
令和５年度	７施設　１０名

７　医療従事者の勤務環境改善の取組み

（１）医療勤務環境改善支援センター事業（平成 26 年度～）

医師・看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、相談業務、アドバイザー・講師派遣、研修会の開催等を実施。

・ 福岡県医療勤務環境改善支援センター事業運営協議会（委員長：公益社団法人福岡県医師会　堤副会長）を開催し、事業内容・運営方法等を検討・協議し、事業を実施している。

・ 令和５年度実績は以下のとおり。

相談業務（労務相談等）：2,531 件
アドバイザー・講師派遣：25 回
労働時間等に関する説明会（県医師会・福岡労働局との共催）：４回

（２） 地域医療勤務環境改善支援事業（令和２年度～）

勤務医の働き方改革を推進するため、医師の勤務時間短縮に向けた総合的な取り組みに係る費用について補助を実施。

・ これまでの補助実績は以下のとおり。

令和２年度：８施設
令和３年度：８施設
令和４年度：６施設
令和５年度：６施設

臨床研修病院の募集定員の算定方法

福岡県医療対策協議会承認済（R6.2.2）
九州厚生局健康福祉部医事課確認済（R6.4.17）

令和7年度の臨床研修病院の募集定員の算定方法 （「過去3年間」とは前々年度からの3年間とする。）				
募集定員の上限（国が決定）	（旧国内示分）	基礎数 （R3～R5の上限に占める基礎数の割合の平均（83%）とする.。小数点以下四捨五入）		ア　過去の実績等による各臨床研修病院の基本定員の設定 当該病院の過去3年間の研修医の採用実績（医学部卒業試験・医師国家試験不合格者が内定取り消しになった場合、募集定員を上回らない範囲で採用実績として取り扱う。また、他病院の中断者を受入れた実績は加算する。）及びマッチ者数（自治医科大学生採用者を含む）のうちの最大値（小児科・産科研修プログラムの募集定員の特例加算分の受入実績を除く）に医師派遣加算（※1）を加えたものを基本定員（A）とする。 （※1）　当該病院に勤務する医師を、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合（常勤）、その数が20人以上の場合は1人を加える。20人から5人増えるごとにさらに1人を加え、80人以上増えた場合は一律13人を加える。
				イ　各都道府県の募集定員の基礎数（B）との調整 各研修病院のAの値の県合計（A’）がBを超える場合には、B以内に収まるように、以下の計算式により算出した値（小数点以下四捨五入）とする。 A×B／A’
				ウ　病院の希望定員（C）がイまで計算した値を下回る場合は、Cの値とする。
		小児科・産科加算		エ　小児科・産科研修プログラムの募集定員の加算 ウまで計算した値が20人以上の場合は小児科及び産科研修プログラムを必ず設けること。（各2人、計4人配分） ただし、イにより調整した値が16人以上となる病院で、特例加算を希望する場合にも4人分を加算する。
		新規指定病院配分		オ　新たに基幹型臨床病院の指定を受ける場合は、募集定員を2人とする。
	調整枠（旧県調整枠）	県施策枠	医師少数区域加算	・医師少数区域（京築医療圏）に所在する医療機関への加算（該当する医療機関は以下の調整は対象外とする）。 ・加算する定員数については、医師確保計画や医療機関の希望者数、直近のプログラム希望者数等を勘案し決定する。 ・ただし、当該加算のあった病院の採用実績及びマッチ者数については、次の計算式により算出する。（小数点以下四捨五入） （（県施策枠を含む募集定員枠－県施策枠）／県施策枠を含む募集定員枠）×（募集定員枠orマッチ者数）
		実績調整		・過去3年間の採用実績（医学部卒業試験・医師国家試験不合格者が内定取り消しになった場合、募集定員を上回らない範囲で採用実績として取り扱う。また、他病院の中断者を受入れた実績は加算する。）及びマッチ者数（自治医科大学生採用者を含む）の平均に達するように配分する。（平均値はいずれも小数点以下切り捨て。平均はマッチング不参加の年は含まない。） ・配分の結果、値が0の場合、1配分する。 ・研修体制に不適切な事例（アルバイト診療等）があった場合、募集定員の減員を行う（該当する医療機関は以下の調整は対象外とする）。
		研修環境・指導体制 評価加算		・実績調整で未配分が生じた場合、研修環境・指導体制評価加算として、過去3年間のマッチングによる応募倍率（希望者数/募集定員）の上位の病院へそれぞれ1名加算する。同位の病院が生じた場合、1年間遡って過去4年間のマッチングによる応募倍率の上位の病院へ配分する。 ・ただし、希望定員に達している病院には配分しない。
		激変緩和措置	1）	・定員の増減は±2名以内とする。
			2）	ア）　過剰分が生じた場合、研修環境・指導体制評価加算の次位の病院に1名ずつ追加配分する。
				イ）　不足が生じた場合、研修環境・指導体制評価加算で配分した分を下位から1名ずつ減じ、その分を不足分として充てる。

資料2別添②

令和7年度の算定方法による募集定員の配分

福岡県医療対策協議会　承認済　（R6.2.2）
九州厚生局健康福祉部医事課確認済（R6.4.17）

	病院名	令和7年度 募集定員	令和7年度 基礎研究医プログラム 募集定員
1	国立病院機構 九州医療センター	25	
●	国立病院機構 九州医療センター（小・産）	4	
2	福岡赤十字病院	13	
3	国家公務員共済組合連合会 浜の町病院	13	
4	千鳥橋病院	4	
5	福岡大学病院	36	
●	福岡大学病院（小・産）	4	
6	九州大学病院	55	
●	九州大学病院（小・産）	4	
7	福岡県済生会 福岡総合病院	11	
8	福岡徳洲会病院	13	
9	福岡大学筑紫病院	4	
10	聖マリア病院	17	
11	久留米大学病院	34	1
●	久留米大学病院（小・産）	4	
12	公立八女総合病院	3	
13	地方独立行政法人大牟田市立病院	2	
14	株式会社 麻生飯塚病院	17	
15	独立行政法人国立病院機構 小倉医療センター	5	
16	労働者健康安全機構 九州労災病院	5	
17	北九州市立八幡病院	4	
18	北九州市立医療センター	3	
19	独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院	9	
20	社会医療法人 製鉄記念八幡病院	5	
21	健和会大手町病院	6	
22	北九州総合病院	9	
23	産業医科大学病院	14	
24	社会医療法人大成会 福岡記念病院	6	
25	社会医療法人親仁会 米の山病院	2	
26	社会医療法人財団池友会 福岡和白病院	6	
27	社会医療法人社団水光会 宗像水光会総合病院	2	
28	医療法人社団高邦会 高木病院	8	
29	社会医療法人財団池友会 新小文字病院	3	
30	社会医療法人財団池友会 新行橋病院	7	
31	公立学校共済組合 九州中央病院	12	
32	社会医療法人天神会 新古賀病院	5	
33	田川市立病院	2	
34	社会保険田川病院	2	
35	社会医療法人財団白十字会　白十字病院	4	
36	地方独立行政法人福岡市立病院機構　福岡市民病院	6	
37	独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター	5	
38	福岡県済生会二日市病院	2	
39	久留米大学医療センター	2	
40	地方独立行政法人筑後市立病院	2	
41	医療法人社団池友会 福岡新水巻病院	4	
42	小倉記念病院	4	
43	医療法人共愛会 戸畑共立病院	2	
44	医療法人青洲会　福岡青洲会病院	3	
	計	412	1

● …募集定員20名以上の病院に義務づけされる小児科・産科ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ
　…医師少数区域に所在する臨床研修病院

福岡県におけるキャリア形成プログラムについて

１　定義

地域医療に従事する医師のキャリア形成上の不安解消、医師確保が困難な診療科等の解消及びへき地等における医師の確保を目的として、県が主体となり策定する就業に係るプログラム。

２　地域枠卒業医師に係るキャリア形成プログラム

（１）対象者

診療科偏在の改善を目的とする福岡県地域医療医師奨学金制度を活用し、久留米大学医学部福岡県特別枠を卒業した地域枠卒業医師（以下、「地域枠卒業医師」と言う。）

（２）プログラム全体の就業年数

9 年間

（３）配置方針

Ⅰ　基本的な考え方

奨学金制度の趣旨に従い地域医療に従事すると同時に、県が指定する診療領域の専門医資格の取得等のキャリア形成が可能な就業とする。

Ⅱ　就業期間

プログラム全体の就業年数 9 年間のうち、初期臨床研修 2 年間を除く 7 年間、県が指定する診療領域で従事する。

Ⅲ　従事する診療領域

・　外科、小児科、産婦人科、救急科、麻酔科及び総合診療
福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則に規定

Ⅳ　就業先

・　卒後 2 年間は、初期臨床研修のため、県内の大学病院または臨床研修指定病院とする。
・　卒後 3 年目以降は、基本的な診療能力を習得し、各診療領域における適切な教育を受け、十分な知識・経験を持ち、標準的な医療を提供できる医師として地域医療に貢献できるよう、一定の症例経験等が期待でき、指導医等上級医による適切な指導を受けることが可能な専門研修施設※とする。
・　卒後 6 年目以降は、より専門的な知識・技術の習得のため、サブスペシャルティ領域における専門研修施設での就業を可能とする。

＜概略図＞

<table>
<tr><td rowspan="2">修学</td><td colspan="9">就業期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">初期臨床研修</td><td colspan="7">指定する診療領域における従事</td></tr>
<tr><td>6年間</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="2">久留米
大学</td><td colspan="2" rowspan="2">大学病院または
臨床研修指定病院</td><td colspan="3" rowspan="2">専門研修施設（基本診療領域）</td><td colspan="4">専門研修施設（サブスペシャルティ領域）</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
</table>

※一般社団法人日本専門医機構が認定する専門医資格の取得が可能な専門研修プログラムに参加する医療機関

Ⅴ　取得可能な専門医資格

一般社団法人日本専門医機構が認定する次の専門医資格

・　外科、小児科、産婦人科、救急科、麻酔科及び総合診療

3　自治医科大学卒業医師に係るキャリア形成プログラム

（1）対象者

へき地等の地域医療の確保及び向上に貢献する医師を養成することを目的として、全都道府県の出資により設立され、授業料等の全額を修学資金として大学から貸与される自治医科大学医学部を卒業した医師（以下、「自治医科大学卒業医師」と言う。）

※令和元年度以降に本県から入学する自治医科大学医学部卒業医師を対象とするが、現在在学中の学生及び卒後3年目までの医師についても個別に協議の上、参加を促す。

（2）プログラム全体の就業年数

通常9年間　　※留年等の期間がある場合は延長

（3）配置方針

Ⅰ　基本的な考え方

修学資金返還の債務を免除する要件を満たすよう（義務を適正に履行できるよう）、へき地等の公立医療機関で勤務しながら、義務年限期間内での内科または総合診療専門医資格の取得が可能な就業とする。

Ⅱ　就業期間

プログラム全体の就業年数9年間のうち、研修期間4年間を除く5年間、へき地等の公立医療機関で従事する。

Ⅲ　従事する診療領域

・　内科・総合診療

へき地等の地域社会の医療の確保及び向上のために高度な医療能力を有する総合医を養成するとした自治医科大学建学の趣旨に則り、内科・総合診療に従事する。

Ⅳ　就業先

・　卒後 2 年間は、初期臨床研修のため、県内の大学病院または臨床研修指定病院とする。

・　卒後 3 年目は、地域医療についての知識・技術を習得することが可能であり、かつ総合診療専門研修プログラムの基幹施設である医療機関とする。

・　卒後 4 年目以降は、へき地等勤務期間として、県が指定するへき地等にある公立医療機関とする。なお、へき地等勤務期間のうち 1 年間（概ね義務年限 6 年目または 7 年目）を後期研修と位置づけ、研修を目的としたへき地等以外での勤務を認める。（ただし県内医療機関及び自治医科大学附属病院に限る。）

＜概略図＞

<table>
<tr><td rowspan="2">修学</td><td colspan="9">就業期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">初期臨床研修</td><td>・臨床研修後期
・専門研修</td><td colspan="6">へき地等勤務での診療を通じて、専門医の取得に必要な症例を経験</td></tr>
<tr><td>6 年間</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td>自治医科大学</td><td colspan="2">大学病院または臨床研修指定病院</td><td>県が指定する医療機関</td><td colspan="6">へき地等にある公立医療機関
（※後期研修期間を除く）</td></tr>
</table>

Ⅴ　取得可能な専門医資格

一般社団法人日本専門医機構が認定する次の専門医資格

・　内科、総合診療

Ⅵ　義務年限中に他県で勤務する期間がある（結婚協定）医師について

・　取得できる資格や経験できる症例等について、医師本人の希望を踏まえ、両県で協議の上、本県がキャリア形成プログラムを策定する。

・　他県出身の医師のキャリア形成プログラムについては、本県では策定しない。

久留米大学福岡県特別枠卒業医師にかかるキャリア形成プログラム

（令和６年５月現在）

A

<table>
<tr><td rowspan="2">修学</td><td colspan="9">就業期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">初期臨床研修</td><td colspan="7">指定する診療領域における従事</td></tr>
<tr><td>6 年間</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="3">久留米大学</td><td colspan="2" rowspan="3">九州医療センター</td><td>久留米大学</td><td>公立八女総合</td><td>聖マリア病院</td><td rowspan="2">聖マリア病院</td><td colspan="3" rowspan="2">九州医療センター</td></tr>
<tr><td colspan="3">（産婦人科プログラム）</td></tr>
<tr><td colspan="6">久留米大学病院産婦人科医局</td></tr>
</table>

B

<table>
<tr><td rowspan="2">修学</td><td></td><td colspan="9">就業期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">初期臨床研修</td><td></td><td colspan="8">指定する診療領域における従事</td></tr>
<tr><td>6 年間</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td></td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="3">久留米大学</td><td colspan="2" rowspan="3">久留米大学病院</td><td>久留米大学</td><td>済生会福岡総合病院</td><td colspan="2">聖マリア病院</td><td rowspan="2">指定期間外勤務</td><td colspan="3" rowspan="2">社会保険田川病院</td></tr>
<tr><td colspan="4">（整形外科プログラム）</td></tr>
<tr><td colspan="7">久留米大学病院整形外科医局</td></tr>
</table>

C

<table>
<tr><td rowspan="2">修学</td><td colspan="9">就業期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">初期臨床研修</td><td colspan="7">指定する診療領域における従事</td></tr>
<tr><td>6 年間</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="3">久留米大学</td><td colspan="2" rowspan="3">福岡大学病院</td><td colspan="2">福岡大学病院</td><td>福大筑紫病院</td><td colspan="3" rowspan="2">福大筑紫病院</td><td rowspan="2">福岡大学病院関連施設（サブスペシャルティ領域（未定））</td></tr>
<tr><td colspan="3">（小児科プログラム）</td></tr>
<tr><td colspan="7">福岡大学病院小児科医局</td></tr>
</table>

D

<table>
<tr><td rowspan="2">修学</td><td colspan="9">就業期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">初期臨床研修</td><td colspan="7">指定する診療領域における従事</td></tr>
<tr><td>6 年間</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="3">久留米
大学</td><td colspan="2" rowspan="3">福岡徳洲会病院</td><td>久留米
大学</td><td>大牟田
市立病院</td><td>久留米
大学</td><td colspan="2" rowspan="2">聖マリア病院</td><td colspan="2" rowspan="2">久留米大学病院関
連施設（サブスペ
シャルティ領域
（未定））</td></tr>
<tr><td colspan="3">（産婦人科プログラム）</td></tr>
<tr><td colspan="6">久留米大学産婦人科医局</td></tr>
</table>

E

<table>
<tr><td rowspan="2">修学</td><td colspan="9">就業期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">初期臨床研修</td><td colspan="7">指定する診療領域における従事</td></tr>
<tr><td>6 年間</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="3">久留米
大学</td><td colspan="2" rowspan="3">新古賀病院</td><td>久留米
大学</td><td>久留米
総合</td><td>久留米
大学</td><td rowspan="2">久留米
大学</td><td colspan="3" rowspan="2">久留米大学病院関連施設（サブスペシャルティ領域（未定））</td></tr>
<tr><td colspan="3">（外科プログラム）</td></tr>
<tr><td colspan="6">久留米大学外科医局</td></tr>
</table>

F

<table>
<tr><td rowspan="2">修学</td><td colspan="9">就業期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">初期臨床研修</td><td colspan="7">指定する診療領域における従事</td></tr>
<tr><td>6 年間</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="3">久留米
大学</td><td colspan="2" rowspan="3">九州大学病院</td><td>九州大学
病院</td><td colspan="2">九州医療
センター</td><td colspan="4" rowspan="2">専門研修施設（未定）
（サブスペシャルティ領域（未定））</td></tr>
<tr><td colspan="3">（総合診療プログラム）</td></tr>
<tr><td colspan="6">九州大学</td></tr>
</table>

G

<table>
<tr><td rowspan="2">修学</td><td colspan="9">就業期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">初期臨床研修</td><td colspan="7">指定する診療領域における従事</td></tr>
<tr><td>6 年間</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="3">久留米
大学</td><td colspan="2" rowspan="3">久留米大学病院</td><td colspan="3">久留米大学病院</td><td colspan="4" rowspan="2">専門研修施設（未定）
（サブスペシャルティ領域（未定））</td></tr>
<tr><td colspan="3">（救急科プログラム）</td></tr>
<tr><td colspan="6">久留米大学病院救急科医局</td></tr>
</table>

H

<table>
<tr><td rowspan="2">修学</td><td colspan="9">就業期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">初期臨床研修</td><td colspan="7">指定する診療領域における従事</td></tr>
<tr><td>6 年間</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="3">久留米
大学</td><td colspan="2" rowspan="3">福岡徳洲会病院</td><td>福岡大学
病院</td><td colspan="2">徳洲会病院</td><td colspan="4" rowspan="2">専門研修施設（未定）
（サブスペシャルティ領域（未定））</td></tr>
<tr><td colspan="3">（整形外科プログラム）</td></tr>
<tr><td colspan="6">福岡大学病院整形外科医局</td></tr>
</table>

I

<table>
<tr><td rowspan="2">修学</td><td colspan="9">就業期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">初期臨床研修</td><td colspan="7">指定する診療領域における従事</td></tr>
<tr><td>6 年間</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="3">久留米
大学</td><td rowspan="3" colspan="2">聖マリア病院</td><td colspan="2">筑後市立病院</td><td>未定</td><td colspan="4" rowspan="2">専門研修施設（未定）
（サブスペシャルティ領域（未定））</td></tr>
<tr><td colspan="3">（総合診療プログラム）</td></tr>
<tr><td colspan="6">筑後市立病院総合診療医局</td></tr>
</table>

J

<table>
<tr><td rowspan="2">修学</td><td colspan="9">就業期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">初期臨床研修</td><td colspan="7">指定する診療領域における従事</td></tr>
<tr><td>6 年間</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="3">久留米
大学</td><td rowspan="3">公立八
女総合
病院</td><td rowspan="3">久留米
大学
病院</td><td colspan="2">福岡大学病院</td><td>未定</td><td colspan="4" rowspan="2">専門研修施設（未定）
（サブスペシャルティ領域（未定））</td></tr>
<tr><td colspan="3">（麻酔科プログラム）</td></tr>
<tr><td colspan="6">福岡大学病院麻酔科医局</td></tr>
</table>

K

<table>
<tr><td rowspan="2">修学</td><td colspan="9">就業期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">初期臨床研修</td><td colspan="7">指定する診療領域における従事</td></tr>
<tr><td>6 年間</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="3">久留米
大学</td><td rowspan="3" colspan="2">新古賀病院</td><td>久留米大
学病院</td><td>二日市
病院</td><td></td><td colspan="4" rowspan="2">専門研修施設（未定）
（サブスペシャルティ領域（未定））</td></tr>
<tr><td colspan="3">（整形外科プログラム）</td></tr>
<tr><td colspan="6">久留米大学病院整形外科医局</td></tr>
</table>

L

<table>
<tr><td rowspan="2">修学</td><td colspan="9">就業期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">初期臨床研修</td><td colspan="7">指定する診療領域における従事</td></tr>
<tr><td>6 年間</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="3">久留米
大学</td><td rowspan="3">九州中央
病院</td><td rowspan="3">九州大学</td><td>新小文字
病院</td><td colspan="2">（未定）</td><td colspan="4" rowspan="2">専門研修施設（未定）
（サブスペシャルティ領域（未定））</td></tr>
<tr><td colspan="3">（形成外科プログラム）</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
</table>

M

<table>
<tr><td rowspan="2">修学</td><td colspan="9">就業期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">初期臨床研修</td><td colspan="7">指定する診療領域における従事</td></tr>
<tr><td>6 年間</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td>久留米
大学</td><td colspan="2">久留米大学病院</td><td colspan="3">専門研修施設（未定）</td><td colspan="4">専門研修施設（未定）
（サブスペシャルティ領域（未定））</td></tr>
</table>

N

修学	就業期間								
	初期臨床研修		指定する診療領域における従事						
6 年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9
久留米大学	宗像水光会病院		専門研修施設（未定）			専門研修施設（未定） （サブスペシャルティ領域（未定））			

O

修学	就業期間								
	初期臨床研修		指定する診療領域における従事						
6 年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9
久留米大学	九州医療センター		専門研修施設（未定）			専門研修施設（未定） （サブスペシャルティ領域（未定））			

P

修学	就業期間								
	初期臨床研修		指定する診療領域における従事						
6 年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9
久留米大学	聖マリア病院		専門研修施設（未定）			専門研修施設（未定） （サブスペシャルティ領域（未定））			

Q

修学	就業期間								
	初期臨床研修		指定する診療領域における従事						
6 年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9
久留米大学	公立八女総合病院		専門研修施設（未定）			専門研修施設（未定） （サブスペシャルティ領域（未定））			

R

修学	就業期間								
	初期臨床研修		指定する診療領域における従事						
6 年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9
久留米大学	九州医療センター		専門研修施設（未定）			専門研修施設（未定） （サブスペシャルティ領域（未定））			

自治医科大学卒業医師にかかるキャリア形成プログラム

（令和６年５月現在）

A

修学	就業期間								
	初期臨床研修		・臨床研修後期 ・専門研修	へき地等勤務での診療を通じて、総合診療専門医の取得に必要な症例を経験					
6年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9
自治医科大学	飯塚病院		飯塚市立病院	大島診療所			飯塚市立病院	小竹町立病院	
			（総合診療プログラム）						

B

修学	就業期間								
	初期臨床研修		・臨床研修後期 ・専門研修	へき地等勤務での診療を通じて、総合診療専門医の取得に必要な症例を経験					
6年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9
自治医科大学	飯塚病院		飯塚市立病院	矢部診療所			飯塚市立病院	川崎町立病院	へき地等にある公立医療機関（※後期研修期間を除く）
			（総合診療プログラム）						

C

修学	就業期間									
	初期臨床研修		・臨床研修後期 ・専門研修	へき地等勤務での診療を通じて、内科専門医の取得に必要な症例を経験						
6年間	1	2	3	4	5		6	7	8	9
自治医科大学	九州医療センター		飯塚市立病院	相島診療所		休職（義務期間の控除）	相島診療所		へき地等にある公立医療機関（※後期研修期間を除く）	
			（内科診療プログラム）							

D

修学	就業期間								
	初期臨床研修		・臨床研修後期 ・専門研修	へき地等勤務での診療を通じて、内科専門医の取得に必要な症例を経験					
6年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9
自治医科大学	飯塚病院		飯塚市立病院	方城診療所 糸田町立緑ヶ丘病院	糸田町立緑ヶ丘病院	茨城県			
			（内科診療プログラム）						

E

修学	就業期間								
	初期臨床研修		・臨床研修後期 ・専門研修	へき地等勤務での診療を通じて、内科専門医の取得に必要な症例を経験					
6年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9
自治医科大学	聖マリア病院		飯塚市立病院	川崎町立病院		茨城県			
			（内科診療プログラム）						

F

修学	就業期間								
	初期臨床研修		・臨床研修後期 ・専門研修	へき地等勤務での診療を通じて、内科専門医の取得に必要な症例を経験					
6年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9
自治医科大学	青森県		飯塚市立病院	川崎町立病院	東峰村	糸田町	へき地等にある公立医療機関（※後期研修期間を除く）		
			（内科診療プログラム）						

G

修学	就業期間								
	初期臨床研修		・臨床研修後期 ・専門研修	へき地等勤務での診療を通じて、内科専門医の取得に必要な症例を経験					
6年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9
自治医科大学	福岡赤十字病院		飯塚市立病院	みやこ町	へき地等にある公立医療機関（※後期研修期間を除く）				
			（内科診療プログラム）						

H

<table>
<tr><td rowspan="2">修学</td><td colspan="9">就業期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">初期臨床研修</td><td>・臨床研修
後期
・専門研修</td><td colspan="6">へき地等勤務での診療を通じて、内科専門医の取得に必要な症例を経験</td></tr>
<tr><td>6年間</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td>自治医
科大学</td><td colspan="2">飯塚病院</td><td>飯塚病院
【後期研修】</td><td colspan="6">へき地等にある公立医療機関（※後期研修期間を除く）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3">（内科診療プログラム）</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

I

<table>
<tr><td rowspan="2">修学</td><td colspan="9">就業期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">初期臨床研修</td><td>・臨床研修
後期
・専門研修</td><td colspan="6">へき地等勤務での診療を通じて、内科専門医の取得に必要な症例を経験</td></tr>
<tr><td>6年間</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td>自治医
科大学</td><td colspan="2">九州医療センター</td><td>飯塚市立
病院</td><td colspan="6">へき地等にある公立医療機関（※後期研修期間を除く）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3">（内科診療プログラム）</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

医師の働き方改革に関する本県の現状について

資料３-１

○特定労務管理対象機関の指定手続状況

二次保健医療圏		医療機関名	指定の種類（特例水準）			
			Ｂ	連携Ｂ	Ｃ－１	Ｃ－２
福岡・糸島	1	公立学校共済組合九州中央病院	○			
	2	地方独立行政法人福岡市立病院機構 福岡市立こども病院	○			○
	3	医療法人原三信病院	○			
	4	福岡和白病院	○		○	
	5	福岡県済生会福岡総合病院	○		○	
	6	九州大学病院		○		
	7	福岡大学病院		○		
筑紫	8	医療法人徳洲会　福岡徳洲会病院	○		○	
久留米	9	聖マリア病院	○	○		
	10	久留米大学病院		○		
	11	久留米大学医療センター		○		
有明	12	社会保険大牟田天領病院	○			
飯塚	13	飯塚病院	○		○	
田川	14	社会保険田川病院	○			
北九州	15	独立行政法人地域医療機能推進機構 九州病院	○	○		
	16	北九州市立八幡病院	○			
	17	産業医科大学病院	○	○	○	
	18	小倉記念病院	○		○	
	19	新小文字病院	○		○	
	20	独立行政法人国立病院機構 小倉医療センター	○			
	21	健和会大手町病院	○		○	
	22	福岡新水巻病院	○		○	
	23	独立行政法人労働者健康安全機構 九州労災病院	○			
	24	北九州総合病院	○			
	25	産業医科大学若松病院		○		
京築	26	新行橋病院	○		○	
指定水準数合計（予定含む）			21	8	10	1
			40			

宿日直許可の取得状況について

資料3 - 2

● 令和6年5月14日現在、県内全病院（450病院）中404病院（89．8%）が宿日直許可を取得。
（宿日直許可の対象となった業務に従事する時間は、労働基準法の労働時間規制の対象から除外される）

（１）県内全病院

医療圏	① 取得済み	② 申請中	③ 準備中	④必要 だが未着手	⑤必要か 分からない	⑥ 意向なし	⑦ 取得困難	⑧ 未回答	計
福岡・糸島	110	1	2			10			123
粕屋	19		4			3			26
宗像	13		1						14
筑紫	25	1							26
朝倉	8								8
久留米	46					1			47
八女・筑後	14								14
有明	30								30
飯塚	18		1			1			20
直方・鞍手	10	1	1						12
田川	13		1			2			16
北九州	88	2	1			8	1		100
京築	10	1				3			14
計	404	6	11			28	1		450
参考（R5.1月時点）	165	11	139	88	9	20	6	16	454

（２）救急病院（2次・3次）

医療圏	① 取得済み	② 申請中	③ 準備中	④必要 だが未着手	⑤必要か 分からない	⑥ 意向なし	⑦ 取得困難	⑧ 未回答	計
福岡・糸島	49	1				3			53
粕屋	14		3			1			18
宗像	3								3
筑紫	8	1							9
朝倉	3								3
久留米	21					1			22
八女・筑後	10								10
有明	17								17
飯塚	10								10
直方・鞍手	5	1							6
田川	7								7
北九州	20	1	1			4	1		27
京築	1					1			2
計	168	4	4			10	1		187
参考（R5.1月時点）	74	5	73	14	2	4	6	8	186

● 令和6年5月14日現在、他院から非常勤派遣されている医師が宿日直対応している病院（363病院）中343病院（94.5%）が宿日直許可を取得。（宿日直許可の対象となった業務に従事する時間は、労働基準法の労働時間規制の対象から除外される）

（３）他院から非常勤派遣されている医師が宿日直対応している全病院

医療圏	① 取得済み	② 申請中	③ 準備中	④必要 だが未着手	⑤必要か 分からない	⑥ 意向なし	⑦ 取得困難	⑧ 未回答	計
福岡・糸島	90	1	1			3			95
粕屋	18		2			1			21
宗像	12		1						13
筑紫	21								21
朝倉	7								7
久留米	39								39
八女・筑後	14								14
有明	24								24
飯塚	16		1						17
直方・鞍手	10		1						11
田川	12		1			2			15
北九州	72	1				4			77
京築	8	1							9
計	343	3	7			10			363
参考（R5.1月時点）	138	10	123	70	9	10	2	2	364

（４）他院から非常勤派遣されている医師が宿日直対応している救急病院

医療圏	① 取得済み	② 申請中	③ 準備中	④必要 だが未着手	⑤必要か 分からない	⑥ 意向なし	⑦ 取得困難	⑧ 未回答	計
福岡・糸島	41	1							42
粕屋	13		2			1			16
宗像	2								2
筑紫	6								6
朝倉	3								3
久留米	16								16
八女・筑後	10								10
有明	15								15
飯塚	9								9
直方・鞍手	5								5
田川	7								7
北九州	12					2			14
京築	1								1
計	140	1	2			3			146
参考（R5.1月時点）	61	5	61	13	2	1	2	1	146

（1）医師の働き方改革の概要

資料3別添①

医師に対する時間外・休日労働の上限規制と健康確保措置の適用（2024年４月～）

第3回医師等医療機関職員の働き方改革推進本部 厚労省資料（R6.1.19）

現　状

病院常勤勤務医の約４割が年960時間超、約１割が年1,860時間超の時間外・休日労働

- 【医師の長時間労働】 特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い
- 【労務管理が不十分】 客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在
- 【業務が医師に集中】 患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

医療機関内での医師の働き方改革の推進

- 適切な労務管理の推進
- タスク・シフト/シェアの推進
- 複数主治医制の導入
- 女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方の推進

＜行政による支援＞

- 医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- 経営層の意識改革（講習会等）
- 医師への周知啓発　等

2024年４月以降の制度概要

水準		長時間労働が必要な理由	年の上限時間	追加的健康確保措置 面接指導	追加的健康確保措置 休息時間の確保
一般則		－	（原則）360時間 （例外）720時間	－	－
勤務医の上限規制	A水準	（臨時的に長時間労働が必要な場合の原則的な水準）	960時間	義務	努力義務
	連携B水準	地域医療の確保のため、派遣先の労働時間を通算すると長時間労働となるため	1,860時間 （各院では960時間）		義務
	B水準	地域医療の確保のため（救急医療等）	1,860時間		
	C-1水準	臨床研修・専攻医の研修のため	1,860時間		
	C-2水準	高度な技能の修得のため			

医師の健康確保
＜面接指導＞　健康状態について、研修を受けた医師がチェック
＜休息時間の確保＞ 勤務間インターバル規制と代償休息の確保

特定労務管理対象機関

(1)特定労務管理対象機関の指定状況等について

● 令和6年度における指定手続きスケジュールは次のとおり予定。

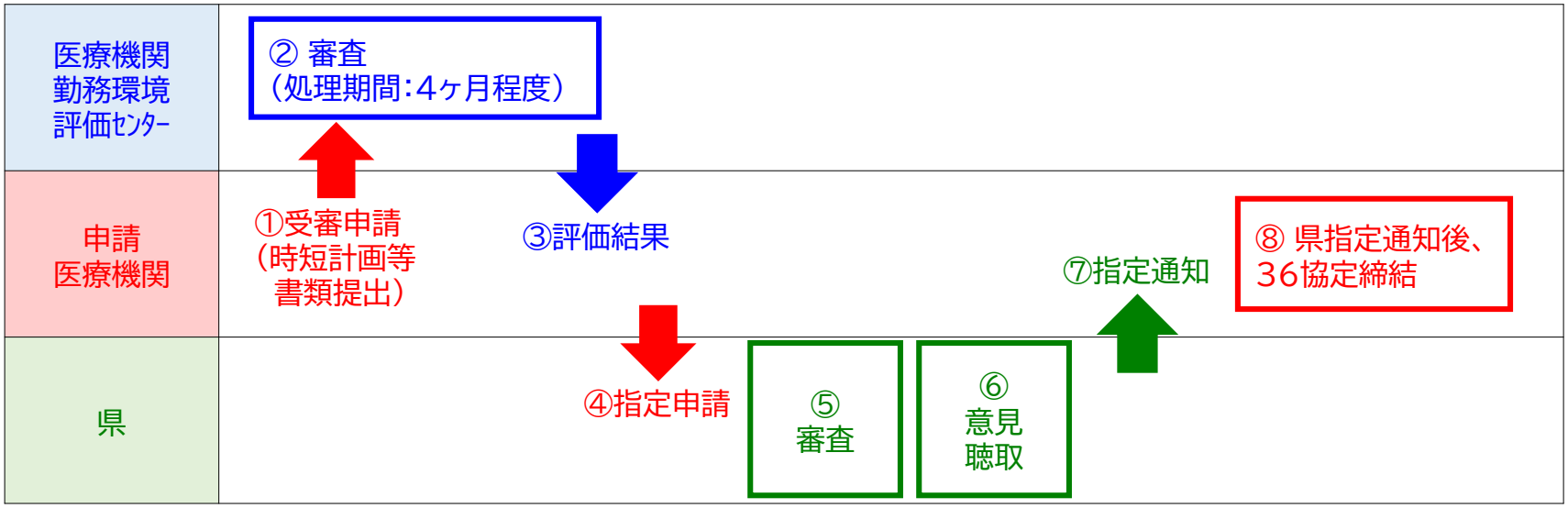

※「⑥意見聴取」を、医療対策協議会・医療計画部会・医療審議会の3つの会議体で実施。
　開催日が他の議事との調整により決定するため、 具体的なスケジュールについては、申請医療機関と個別に調整。

【参考】医師の時間外労働の上限規制に関するQ＆A（厚生労働省労働基準局・令和6年2月26 日再追補分）

（Q8）36 協定の締結時にはB水準の指定を受けていなかったが、年度途中でB水準の指定を受けた。新たにB水準の特定医師となる医師の「時間外・休日労働時間の上限」を変更するために、対象期間の途中に36 協定の内容を変更することができるか。

（A8）地域の医療体制の確保のためにB水準等の特例水準の指定を受けるなどといったやむを得ない事情がある場合であれば、対象期間の途中であっても、既に届け出た36 協定の内容を特例水準に合わせたものに変更し、再度届出することは可能である。ただし、特定医師の場合、「時間外・休日労働時間の上限」（労基法第141 条第3項の上限）が年について定められており、施行通達において、当該上限は36 協定の対象期間の起算日から数えた1年を指すことを示している。そのため、時間外・休日労働時間の上限規制の実効性を確保する観点からは、「時間外・休日労働時間の上限」における1年の起算日は、従前の36 協定の対象期間の起算日と同一にする必要があり、従前の36 協定における時間外・休日労働の時間数と合わせて、再度届出した36 協定の範囲内で時間外・休日労働をさせる必要がある。また、B水準の特定医師としての36 協定の効力は、届出以降に発生するものであり、起算日に遡って有効となるわけではないことにも留意する必要がある。

勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備に関する事業（地域医療介護総合確保基金　事業区分Ⅵ）

資料3別添②

Ⅰ　地域医療勤務環境改善体制整備事業
（県事業名：地域医療勤務環境改善支援事業）

R2年度～

勤務環境改善の体制整備に取り組む
医療機関に対する助成

対象医療機関

年の時間外・休日労働時間が**720時間以上の医師**がおり、以下に該当する地域医療に**特別な役割**がある医療機関

かつ

以下のいずれかを満たす医療機関を支援

救急用の自動車または救急医療用ヘリコプターによる搬送件数年間2,000 件未満であって、地域医療に特別な役割を担う医療機関
- 救急搬送件数　1,000 件以上 2,000 件未満
- 救急搬送件数 1,000 未満であって夜間・休日・時間外入院件数 年 500 件以上
- 5疾病6事業で重要な医療を提供している場合　等

※地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。

一般病床の許可病床100 床あたりの 常勤換算 医師数が40 人以 上かつ常勤換算医師数が 40 人以上 の医療機関 であって、臨床研修基幹病院又は基本 19 領域のいずれかの領域における専門研修基幹病院である医療機関

臨床研修基幹病院かつ基本19 領域のうち 10 以上の領域において専門研修基幹病院である医療機関

※地域医療体制確保加算を取得していても対象とする。

補助経費

医師の労働時間短縮の取組として、「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業の経費

- タスクシフト・タスクシェアに係る人件費（例：メディカルクラークや短時間勤務医師の給与）
- 業務効率化のためのICT機器やシステム導入経費　　等

補助単価

1床あたりの標準単価：133千円。更なる労働時間短縮の取組（※）をしている場合は266千円まで加算OK

※「更なる労働時間短縮の取組」（令和8年度までは以下の取組）
- 大学病院改革ガイドラインに基づき、大学病院改革プランを策定した場合
- 年度ごとに定めた時間外・休日労働時間時間の基準を超過する 36 協定を締結していない場合 等

Ⅱ　地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

R6年度新規

勤務環境改善の体制整備に取り組む
臨床研修や専門研修を行う医療機関に対する助成

対象医療機関

①医師派遣受入医療機関
地域医療に**特別な役割**を担う医療機関であって、年通算の時間外・休日労働時間が**720 時間を超える 医師**のいる医療機関

②医師派遣医療機関
①の派遣受入医療機関に医師を派遣する医療機関

※地域医療体制確保加算を取得していても対象とする。
※同一法人間の医師派遣は除く

補助経費

①医師派遣受入医療機関
- 受入の準備に必要な経費（例：ロッカー、机等の購入費）

②医師派遣医療機関
- 医師派遣に係る逸失利益　　等

補助単価

国の医師派遣に係る標準単価に準じて都道府県が定める額

Ⅲ　勤務環境改善医師派遣等推進事業

R6年度新規

長時間労働の医師を派遣する医療機関、派遣医師を受け入れる医療機関に対する助成

対象医療機関

①医師派遣受入医療機関
地域医療に**特別な役割**を担う医療機関であって、年通算の時間外・休日労働時間が**720 時間を超える 医師**のいる医療機関

②医師派遣医療機関
①の派遣受入医療機関に医師を派遣する医療機関

※地域医療体制確保加算を取得していても対象とする。
※同一法人間の医師派遣は除く

補助経費

①医師派遣受入医療機関
- 受入の準備に必要な経費（例：ロッカー、机等の購入費）

②医師派遣医療機関
- 医師派遣に係る逸失利益　　等

補助単価

国の医師派遣に係る標準単価に準じて都道府県が定める額

令和６年度の福岡県医療対策協議会開催予定

資料４

		医師確保に係る事業実績及び事業計画	初期臨床研修医の確保	専門医の養成	キャリア形成プログラムの策定	特定労務管理対象機関の指定
令和６年	4月					
	5月	第1回　福岡県医療対策協議会　（5月31日） ・令和５年度事業実績報告 ・令和６年度事業計画報告	・令和５年度採用実績報告	・令和５年度採用実績及び配置状況報告	・令和６年度対象医師のプログラム報告	・指定状況報告
	6月					
	7月					
	8月	第2回　福岡県医療対策協議会　（8月30日予定）		・令和７年度専門研修プログラムの確認・検討 ・厚生労働省に提出する日本専門医機構・関係学会への意見・要望に係る協議　等		・新規指定等に係る意見聴取（申請がある場合）
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					
令和７年	1月					
	2月	第3回　福岡県医療対策協議会　（2月上旬予定）	・令和７年度基幹型臨床研修病院の指定や取消 ・令和８年度算定方法の決定及び定員の配分　等			・新規指定等に係る意見聴取（申請がある場合）
	3月					